

事務連絡

平成22年12月27日

各 { 都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医政局政策医療課

診療システム（電子カルテ）不具合による薬剤誤投与について
（注意喚起）

今般、医療機関において、診療システム（電子カルテ）の不具合により、医師の意図とは異なる内容の処方指示が作成され、誤った投薬が行われた事例が発生致しました。
（別紙参照）

つきましては、下記の留意事項について、貴管下医療機関への注意喚起方よろしくお
願いします

記

1. 医療情報システムについて、導入時に入念な検証を行うとともに、定期的に内部監査を実施する等、当該機器が正常に動作するよう適切な管理を行うこと。
2. 医療情報システムの誤作動を認めた場合は、速やかにシステム管理業者に連絡を行うこと。



ニュース

2010年12月27日

電子カルテシステムにおける注射オーダー処理に関するお知らせ

弊社が医療機関向けに提供しているクリニカルパス機能を備えた電子カルテシステム上で、注射オーダーに関してある限定的な操作が実行された場合、計画に従ったオーダーが発行されない事象が判明いたしました。

具体的には、クリニカルパスを適用して、注射オーダーに必要な一連の処理が極めて短時間のうちに操作された場合、システム内で患者の過去のオーダー歴から内容を引用し、意図しないオーダーが処理されるという事象です。なお、この事象は注射オーダー処理でのみ発生する場合があります。電子カルテシステム上の他の業務処理で起きることはないことを確認しております。

弊社では、当該事象が起こる可能性のある当該電子カルテシステムを導入されたすべての医療機関に対して通知を行うとともに、これら医療機関における過去の注射オーダー履歴を全件調査いたしました。この調査結果をもとに意図しないオーダーが処理された件数を特定し、これら医療機関のご協力を得て、緊密な連携のもと、適切な対応を行っております。また、同様のシステム動作が起きないようにプログラムを変更し、すべての導入済の当該電子カルテシステムへの適用を緊急で実施しております。

ご関係の皆様方には多大なるご心配ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。弊社といたしましては、電子カルテシステムを安全にお使いいただくために、システム動作の徹底検証と品質点検に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問合せ先: 日本IBM 03-3808-5120 (広報代表)